

○経済産業省令第四十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

経済産業大臣 枝野 幸男

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の発電所の項一の下欄1の(8)、同項二の(一)の下欄(8)及び同項二の(二)の1の(5)の下欄中「五百キロワット以上」を「二千キロワット以上」に改め、同項二の(二)の2の(9)の下欄中「燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備」を「燃料電池発電所における出力五百キロワット以上の発電設備、太陽電池発電所における出力二千キロワット以上の発電設備又は風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備」に改め、同項二の(二)の3の(1)の下欄中「又は出力五百キロワット未満の燃料電池発電所、太陽電池発電所若しくは風力発電所」を「、出力五百キロワット未満の燃料電池発電所、出力二千キロワット未満の太陽電池発電所又は出力五百キロワット未満の風力発電所」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。